

道路法等の適用を受けない公共用財産の使用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第29号

道路法等の適用を受けない公共用財産の使用等に関する条例の一部を改正する条例

道路法等の適用を受けない公共用財産の使用等に関する条例（平成12年岩手県条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後					
別表（第8条関係）						別表（第8条関係）					
1 使用料						1 使用料					
区 分		単 位	金 額			区 分		単 位	金 額		
			所在地						所在地		
			第1級地	第2級地	第3級地				第1級地	第2級地	第3級地
柱類	第1種電柱	[略]	<u>410円</u>	<u>390円</u>	<u>380円</u>	柱類	第1種電柱	[略]	<u>390円</u>	<u>370円</u>	<u>360円</u>
	第2種電柱		<u>630円</u>	<u>590円</u>	<u>590円</u>		第2種電柱		<u>610円</u>	<u>560円</u>	<u>560円</u>
	第3種電柱		<u>850円</u>	<u>800円</u>	<u>790円</u>		第3種電柱		<u>820円</u>	<u>760円</u>	<u>750円</u>
	第1種電話柱		<u>370円</u>	<u>340円</u>	<u>340円</u>		第1種電話柱		<u>350円</u>	<u>330円</u>	<u>320円</u>
	第2種電話柱		<u>590円</u>	<u>550円</u>	<u>540円</u>		第2種電話柱		<u>560円</u>	<u>520円</u>	<u>520円</u>
	第3種電話柱		<u>810円</u>	<u>760円</u>	<u>750円</u>		第3種電話柱		<u>770円</u>	<u>720円</u>	<u>710円</u>
	その他の柱類		<u>37円</u>	<u>34円</u>	<u>34円</u>		その他の柱類		<u>35円</u>	<u>33円</u>	<u>32円</u>
	[略]						[略]				
変圧器	路上に設けるもの	[略]	<u>360円</u>	<u>340円</u>	<u>330円</u>	変圧器	路上に設けるもの	[略]	<u>350円</u>	<u>320円</u>	<u>320円</u>
	地下に設けるもの		<u>220円</u>	<u>210円</u>	<u>200円</u>		地下に設けるもの		<u>210円</u>	<u>200円</u>	<u>190円</u>
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		[略]	<u>730円</u>	<u>690円</u>	<u>680円</u>	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		[略]	<u>700円</u>	<u>660円</u>	<u>650円</u>
郵便差出箱及び信書便差出箱		[略]	<u>310円</u>	<u>290円</u>	<u>290円</u>	郵便差出箱及び信書便差出箱		[略]	<u>300円</u>	<u>280円</u>	<u>270円</u>

広告塔	[略]	<u>2,400円</u>	<u>1,200円</u>	<u>830円</u>
管類	[略]	[略]		
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	<u>22円</u>	<u>21円</u>	<u>20円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	<u>33円</u>	<u>31円</u>	<u>31円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	<u>44円</u>	<u>41円</u>	<u>41円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	<u>66円</u>	<u>62円</u>	<u>61円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	<u>88円</u>	<u>83円</u>	<u>82円</u>
	[略]	[略]		
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	<u>220円</u>	<u>210円</u>	<u>200円</u>
	外径が1メートル以上のもの	<u>440円</u>	<u>410円</u>	<u>410円</u>
通路	道路の上空に設けるもの	<u>1,200円</u>	<u>580円</u>	<u>410円</u>
	道路の地下に設けるもの	<u>720円</u>	<u>350円</u>	<u>250円</u>

広告塔	[略]	<u>2,100円</u>	<u>860円</u>	<u>730円</u>
管類	[略]	[略]		
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	<u>21円</u>	<u>20円</u>	<u>19円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	<u>32円</u>	<u>30円</u>	<u>29円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	<u>42円</u>	<u>39円</u>	<u>39円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	<u>63円</u>	<u>59円</u>	<u>58円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	<u>85円</u>	<u>79円</u>	<u>78円</u>
	[略]	[略]		
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	<u>210円</u>	<u>200円</u>	<u>190円</u>
	外径が1メートル以上のもの	<u>420円</u>	<u>390円</u>	<u>390円</u>
通路	道路の上空に設けるもの	<u>1,100円</u>	<u>430円</u>	<u>370円</u>
	道路の地下に設けるもの	<u>640円</u>	<u>260円</u>	<u>220円</u>

[略]

[略]

[略]

備考1 所在地とは、道路法等の適用を受けない公共用財産の使用の場所の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に所在地の区分に変更があった場合は、同日におけるその区分によるものとする。

(1) [略]

(2) 第2級地 北上市、奥州市及び滝沢市の区域をいう。

(3) [略]

2～7 [略]

2 [略]

[略]

[略]

[略]

備考1 所在地とは、道路法等の適用を受けない公共用財産の使用の場所の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に所在地の区分に変更があった場合は、同日におけるその区分によるものとする。

(1) [略]

(2) 第2級地 北上市、奥州市、滝沢市及び胆沢郡金ヶ崎町の区域をいう。

(3) [略]

2～7 [略]

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。